「所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものの一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年12月26日
水　　産　　庁

今般制定された「所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものの一部を改正する件」については、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第39条第４項第２号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

（参照条文）行政手続法（平成５年法律第88号）　　抄
（意見公募手続）
第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一　（略）
二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。
三～八　（略）